

学内ネットワーク運用管理要領

（目的）

第1条 この要領は、公立大学法人奈良県立医科大学の教育、研究、診療及び事務等の法人運営に係る業務の処理を推進し学内情報化を図るために構築した情報系ネットワーク（以下「学内ネットワーク」という。）の適正な運用管理を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（統括責任者）

第2条 学内ネットワークの運用管理に係る統括責任者（以下「統括責任者」という。）をおき、法人企画部長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）学内ネットワークの環境整備に関すること
- （2）学内ネットワークの運用に携わる者及び利用者に対しての教育に関すること
- （3）学内ネットワークのマニュアルの整備に関すること
- （4）その他、学内ネットワークの管理に関すること

（ネットワーク管理者）

第3条 学内ネットワークの運用管理に係る管理者（以下「ネットワーク管理者」という。）を置き、情報推進課長をもって充てる。

2 ネットワーク管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）学内ネットワークが支障なく運用できるよう、統括責任者を補佐すること。
- （2）学内ネットワークを利用した利用者向けサービスの利用者の登録・更新・削除に関する業務に関すること
- （3）学内ネットワークを正常に稼働させるための監視及び保守に関すること
- （4）その他、学内ネットワークの運用管理に関すること

（学内ネットワークを利用できる者）

第4条 次の各号の者が学内ネットワークを利用できる。

- （1）職員等（情報セキュリティ対策基準で規定された職員等（外部委託業者は除く））
- （2）本学の学生
- （3）教育、研究、診療及び事務等の業務のため、当該業務を所管する所属長の責任で利用を認めた者

（各所属の管理範囲）

第5条 各所属がネットワークを構築し学内ネットワークに接続する場合、各所属が構築したネットワークは各所属の責任で運用管理するものとする。

（ドメイン名）

第6条 学内ネットワークのドメイン名は、narmed-u.ac.jp とする。

(DMZ)

第7条 学内ネットワーク上に DMZ (DeMilitarized Zone) ネットワークを設置し、外部へ公開するサーバは DMZ に置かなければならない。

(VLAN 管理)

第8条 ネットワーク管理者は、学内ネットワークに所属等のエリア別に区別されたネットワーク（以下「VLAN」という。）を設定し、設定情報を整理した管理表を作成するものとする。

(IP アドレス管理)

第9条 学内ネットワークの IP アドレスの割り当ては、固定 IP アドレス割り当てまたは、DHCP による IP アドレス割り当てとする。

- 2 学内ネットワーク利用者が情報機器を学内ネットワークに接続するために固定 IP アドレスを必要とする場合は、ネットワーク管理者が別途定める手順で取得申請するものとする。
- 3 学内ネットワーク利用者は、割り当てられた IP アドレスが不要となった場合はネットワーク管理者に削除を届け出るものとする。

(リモートアクセス)

第10条 学内ネットワーク及び学内ネットワーク上で稼働しているシステムの保守のためのリモートアクセスを行う場合は、当該所属の所属長がネットワーク管理者に利用申請を行うものとする。

- 2 ネットワーク管理者は、セキュリティ面及び学内ネットワークの運用面等に影響を及ぼす恐れがないことを確認の上、利用の可否を判断するものとする。
- 3 リモートアクセスは、原則としてVPNを利用するものとする。
- 4 リモートアクセスに係る経費は、当該所属が負担するものとする。
- 5 リモートアクセスの運用後に学内ネットワークに影響を及ぼすとネットワーク管理者が判断した場合は、利用を停止又は利用申請の取り消しができるものとする。
- 6 第2項で許可されたリモートアクセスが不要となった場合は、当該所属の所属長がネットワーク管理者にその旨を届け出るものとする。

(サービス外の学内ネットワーク利用)

第11条 学内ネットワークを用いて各種サービスの利用及び提供を行おうとする場合、当該所属の所属長は統括責任者に協議を行うものとする。

- 2 統括責任者は、セキュリティ面及び学内ネットワークの運用面等に影響を及ぼす恐れがないことを確認の上、可否を判断するものとする。
- 3 前項で許可されたネットワーク利用に係る経費は、当該所属が負担するものとする。
- 4 運用後に学内ネットワークに影響を及ぼすと統括責任者が判断した場合、統括責任者は当該学内ネットワーク利用を停止させることが出来る。

- 5 当該学内ネットワーク利用が不要となった場合、当該所属の所属長は統括責任者にその旨を届け出るものとする。

(禁止事項)

第12条 学内ネットワークの利用にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 「学内ネットワーク及び情報システム利用の基本事項・注意事項」の禁止事項
- (2) 学内ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
- (3) 学外のネットワークに支障を及ぼす行為

- 2 統括責任者は学内ネットワーク利用者が前項の規定に反したと認めた場合は、当該学内ネットワーク利用者の学内ネットワークの利用を停止することができる。

(不正通信・障害時等の対応)

第13条 ネットワーク管理者は、セキュリティ上の対応が必要な不正な通信や機器の障害等により学内ネットワークの正常な運用が困難と判断した場合は、可能な限り縮退運用などを行い、速やかに原因の究明及び復旧措置を講じるものとする。

- 2 統括責任者は、大規模なセキュリティ上の事故、障害の発生等により前項の対応では学内ネットワークの運用が困難と判断した場合は、学内ネットワークの外部接続の停止、学内ネットワークの運用停止等を行うことができる。

- 3 前2項において学内ネットワーク利用者に利用制限等の影響を及ぼす場合は、速やかに周知を行うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項の取り扱い及びこの要領の改廃は、情報システム運営委員会の審議を経て、統括責任者が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領で利用申請等の手続きが必要な事項であっても施行時点で現に運用を行っている場合は、改めて利用申請等を必要としない。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。